## 福祉援護制度のご案内 (療育手帳用)

屋久島町役場福祉支援課

屋久島町内には、身体に障がいを持つ方の団体や精神に障がいを持つ方の団体があり、様々な活動をしています。(知的に障がいを持つ方の団体は現在休止中です)

各団体では随時会員を募集していますので、興味のある方はお気軽にご連絡ください。

各福祉団体の紹介

団 体 名	活動内容	連絡先	
屋久島町身体障害者福祉協会	障がい者福祉の向上及び 社会参加の促進を目指して、 関係団体と連携を図り、障が い者の親睦を深めるグラウンド ゴルフ大会の開催や県障害 者スポーツ大会等への参加、	福祉支援課	
	障がいに関する相談事業など様々な事業に取り組んでいます。		
	身内に支援が必要な精神 障がい者がいる家族の会で、	(事務局)	
屋 久 島 町 精 神 障 がい 者 家 族 会 (石 楠 花 未 来 館)	石楠花未来館は小物作りやカラオケなど様々な活動を通して町内に住む精神障がい者と家族の憩いの場となっています。		
屋 久 島 町 手 をつなぐ育成 会 (知 的 障 害 者)	休止中		

制度	対 象 者	概    要	手 続 き先
障害基礎年金	療育障害 B2以上	国民年金法で定める障害等級表(1級・2級)に該当する障がいを持つ者で、20歳に達した時から支給されます。 ※左欄の等級は目安ですので詳しくは所管課までお問い合わせください。 家賃の4分の1を減免します。ただし、	健康長寿課
屋 久 島 町 営 住 宅 の減 免	障害者手帳所持の方	減免額が1千円に満たない場合は1千円を減免額とします。 ※所得制限あり	建設課
所得税及び 住民税の減 免	療育障害 B1~B2 療育障害 A1~A2 の方	【障害者控除】 所得税 27 万円、住民税 26 万円の控除が受けられます。 ※控除認定は福祉支援課までご相談ください。 【特別障害者控除】 所得税 40 万円、住民税 30 万円の控除が受けられます。 ※控除認定は福祉支援課までご相談く	税務署 (所得税) 町民課 (住民税)
自動車税の 減免 軽自動車税 の減免	療 育 障 害 A 1 ~ A 2 の方	ださい。 左記の欄に該当する障がい者が所有する自動車で、障がい者が運転する自動車、または、障がい者(児)の通学・通院等のために生計を一にする者が運転する自動車について減免します。 ※生計同一者が運転する場合には、生計同一を証明する福祉支援課の証明書が必要です。	熊毛支庁 県税課 (自動車税) 町民 動 取民 動 税)

制 度	対 象 者	概要	手続き先
障害児福祉手当	20 歳 未 満 の 障 害 児	20歳未満の障がい児で、日常生活で常時の介護を要する者の在宅生活を向上させるために支給される手当です。該当条件があるため、詳しくは福祉支援課までお問い合わせください。	福祉支援課
特別障害者手当	20 歳以上の 障害者	20 歳以上で障がいを2つ以上持つ、または重度の障がいのため日常生活能力において常時介護を要する者の在宅生活を向上させるために支給される手当です。該当条件があるため、詳しくは福祉支援課までお問い合わせください。	福祉支援課
特 別 児 童 扶 養 手 当 (1級)	20 歳未満の 障害児	20 歳未満の重度の障がい児を監護している保護者に支給されます。該当要件があるため、詳しくは福祉支援課までお問い合わせください。	福祉支援課
特 別 児 童 扶 養 手 当 (2 級)	20 歳未満の 障害児	20歳未満の中度の障がい児を監護している保護者に支給されます。該当要件があるため、詳しくは福祉支援課までお問い合わせください。	福祉支援課
ねたきり老人等介護手	療 育 A 1 ~ A 2 の方	左記の欄に該当し、介護サービスを受けていない方の介護者に対して4か月に1回手当金を支給する制度です。 ※住宅改修・福祉用具の貸与・購入 は除く	福祉支援課

制 度	対 象 者	概    要	手 続 き先
日中一時支援事業	手帳所持の方	在宅で障がい児・者を介護している 人が疾病、事故、出産や旅行などで 一時的に介護ができない場合に、1か 月に 10 日を限度として、施設におい て、日帰りで入浴、排せつ、食事の介 護、その他支援が受けられるものです。	福祉支援課
自動車免許取得助成金	療 育 手 帳 所 持の方	身体障害3級以上または療育手帳をお持ちの方に免許交付から3か月以内に申請いただいた方に、入所料、教材費、適性検査料等の負担額を最大10万円まで支給する制度です。	福祉支援課
自 立 支 援 医 療 育 成 医療	18歳未満のみ	身体障がいをもつ児童または現在 疾患等を放置すると将来において障 がいを残すものと認められる児童に対し て、その身体障害を除去・軽減される 手術等の医療費の一部を公費負担 する制度です。	福祉支援課
NHK 受信 料免除	半額減免の 方 (右欄の方) 全額減免の 方 (右欄の方)	世帯主が視覚障害又は重度の身体障害、知的障害、精神障害の方が対象です。 ※重度の身体障害の方とは2級以上の方です。 世帯員の中に身障手帳、療育手帳、精神手帳をお持ちの方がおりかつ住民税非課税世帯の方が対象です。	福祉支援課福祉支援課

制度	対 象 者	概要	手 続 き先
重度者度费助成制度	身体障害3級で右欄に該当する場合	重度心身障害者(児)が保険で医療を受けた場合、自己負担額に対して助成を行う。身体障害3級の交付を受けたもので、かつ鹿児島県中央児童相談所または鹿児島県知的帳障害者更生相談所にIQ50以下と判定されたものです。	福祉支援課
有料道路の割引	障害手帳所 持の方又は 障害者が乗 車する自動車 を運転する方	障がい者本人もしくは本人以外の者が、通勤、通学、通院等の移動のために運転する自動車で、有料道路(高速道路)の割引が適用される制度になります。	福祉支援課
心身障害者扶養共済制度	手帳所持の方	本人の保護者又は扶養義務者で 65歳未満のものであれば、最大2口ま で加入でき、加入者が事故及び疾病 で扶養能力がなくなった場合、並びに 死亡した場合に本人に対し、1口につ き2万円の年金が給付されます。 ※月額の掛金は、加入者の年齢により 異なります。	福祉支援課
旅客運賃割引制度	手 帳 所 持 の方	離島割引との併用はできませんが、 公共交通機関で障害者手帳をみせる ことで割引を受けられる可能性があります。 (汽車・航空機・高速船・フェリー・タ クシー・バスなど)	福祉支援課

※役場各課で行う手続きはお近くの役場出張所窓口でもできる場合がありますので、各出張所か担当課までお問い合わせください。

【連絡先一覧】

施設名	課名等	所在地	電話
役場本庁	福祉支援課	長峰	43-5900
区场本月	(福祉事務所)	X ##	
"	健康長寿課	<i>''</i>	"
"	建設課	//	"
"	町民課	<i>II</i>	"
宮之浦出張所	地域住民課	宮之浦	"
安房出張所	"	安房	"
尾之間出張所	"	尾之間	"
栗生出張所	<i>''</i>	栗生	48-2231
口永良部出張所	"	口永良部島	49-2100
県屋久島事務所	屋久島保健所	松峯	46-2024
種子島税務署	種子島税務署	西之表市	0997-22-0440
県熊毛支庁	県 税 課	//	0997-22-0006